

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和32年5月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和32年5月5日から同年11月1日まで
② 昭和37年4月ごろから同年11月ごろまで

申立期間①は、A社に勤務した期間で、同僚と撮影した写真のとおり、間違いなく勤務していた。申立期間②は、B社に勤務していた期間で、一緒に勤務していた妹には厚生年金保険の被保険者期間があることから、私も厚生年金保険に加入していたと思う。

いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する写真及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが推認できるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が一部相違するものの、同姓同名である者が、当該事業所において昭和32年5月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者記録について、i) 申立人が所持する写真は、複数の同僚の証言から、申立期間①当時におけるA社の制服を着用した従業員を撮影したものであることが確認でき、そのうちの一人は当該事業所にお

いて厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、ii) 申立人が記憶する同僚は、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、iii) 申立期間①当時、当該事業所の取締役であった者は、申立人の職種は正社員扱いで厚生年金保険に加入させていたと思うとしていること、iv) 申立人と同姓同名の被保険者記録は、現在 70 歳であるにもかかわらず基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人に係る被保険者記録であると考えられる。

これらの事情から判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 32 年 5 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、同僚及び申立人の妹の証言から、勤務期間の特定には至らないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は昭和 37 年 12 月 10 日に解散しており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、解散時の事業主は、申立期間当時のことは不明であるとしていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等の確認ができない。

また、申立人の在籍を証言した同僚からは、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等に関する具体的な証言は無く、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人の妹は、申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除等について具体的な記憶は無く、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間②におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号は連番で欠番が無く、当該原票では、昭和 37 年 7 月 16 日以降に被保険者資格を取得した者は確認できず、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月23日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、C社)に勤務した期間のうち昭和48年10月23日から同年11月1日までの加入記録が無いとの回答があった。同年11月1日付けの転勤辞令により、同社B支店から同年10月23日に、同社D支店に異動して、翌日から勤務しており、平成9年12月に退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社から提出された転勤・辞令発令簿から、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年10月8日付けでA社B支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

オンライン記録では、申立期間当時、A社D支店は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないが、前述の異動は同一企業内に新設された支店への異動であり、同支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間においては、申立人は、申立期間の直前に勤務していた同社B支店において、引き続き厚生年金保険の被保険者であったと認めることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店におけ

る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城国民年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年9月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

家計簿に、未納分の国民年金保険料をまとめて納付した記載があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所の支所において国民年金保険料の納付勧奨を受け、未納となっていた期間の保険料をまとめて納付した記憶があり、申立人が保管する家計簿には、昭和49年5月30日に保険料を4万1,400円納付した記載があることから、当該保険料納付の金額が申立期間を含む、当時未納とされていた保険料の全額に該当するのではないかと主張している。

しかし、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和40年2月から43年11月までの国民年金保険料が、国民年金法附則第18条の規定に基づき、特例納付されていることが確認できることから、当該期間の保険料を特例納付した場合の金額は4万1,400円であることから、上記家計簿における保険料納付の記載は、当該期間の保険料についての記載であり、申立期間の保険料は含まれていないものと考えられる。

また、申立人から聴取しても、未納であった国民年金保険料を納付したとしているのみで、具体的な納付期間、納付回数及び納付金額についての記憶は曖昧であるなど、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私は、当時、失業して実家に住んでいたので、20歳になった時に母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年9月29日に払い出されており、申立期間当時に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格取得年月日は昭和59年8月20日と記載されており（オンライン記録では、平成13年7月30日に、資格取得年月日が昭和59年8月20日から同年9月1日に訂正されている。）、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月ごろから 51 年 9 月ごろまで
② 昭和 53 年 2 月ごろから同年 12 月ごろまで
③ 昭和 54 年 5 月ごろから 57 年 4 月ごろまで
④ 昭和 57 年 4 月ごろから 62 年 4 月ごろまで

申立期間①について、昭和 50 年 11 月ごろから 51 年 9 月ごろまで、「A」という飲食店舗に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間とされていない。当時は、ビニールケースに入った四つ折りの白色か黄色の健康保険証をもらっていたことを記憶しており、給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間①を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

申立期間②について、昭和 53 年 2 月ごろから同年 12 月ごろまで、B社が経営していた飲食店「C」に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間とされていない。当時は、白色の三つ折りの健康保険証をもらっていたことを記憶しており、給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間②を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

申立期間③について、昭和 54 年 5 月ごろから 57 年 4 月ごろまで、D社が経営していた飲食店「E」で店長として勤務していたが、厚生年金保険の加入期間とされていない。「E」に勤務していた期間中に妻が長男を出産しており、その際、同社の健康保険を使用し、給与からも健康保険料や厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間③を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

申立期間④について、昭和 57 年 4 月ごろから 62 年 4 月ごろまで、F社が経営する飲食店「G」の新装開店の時から店長として5年間ほど勤

務していたが、厚生年金保険の加入期間とされていない。5年もの間、社会保険の無い会社に勤務していたとは考えられず、給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、申立期間④を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた申立てに係る飲食店舗の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、申立てに係る飲食店舗において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立てに係る飲食店舗を経営していたH社は、昭和50年4月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、H社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も申立てに係る飲食店舗に継続して勤務していた前述の同僚は、オンライン記録上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和50年4月29日に国民年金被保険者資格を取得し、同年4月以降、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたと思う。」としているところ、前述の同僚は「申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、給与から厚生年金保険料は控除されていないと記憶している。」と述べており、申立てに係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に対する国民年金手帳記号番号は、申立期間①内の昭和51年4月30日に払い出されていることが確認できる上、I市が作成していた申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）により、申立人は50年11月1日に国民年金被保険者資格を取得し、51年9月16日に同資格を喪失したとの記録のほか、その期間の国民年金保険料については、50年11月から同年12月までの分を51年3月に、同年1月から同年3月までの分を同年6月に、同年4月から同年6月までの分を同年8月に、同年7月から同年8月までの分を52年3月に、それぞれ納付していることが確認できることから、申立期間①当時は国民年金被保険者であったものと認められる。

申立期間②について、申立てに係るB社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、申立てに係る飲食店舗に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和59年9月に解散し、解散当時の代表取締役は既に死亡している上、所在が確認できる清算人に照会しても、賃金台帳等の関係資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等は確認

できなかつた。

また、B社に係るオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を有し所在が確認できた複数の同僚に照会しても、回答のあった同僚2人はいずれも、自身が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期が相違（1人は2か月、ほかの1人は6か月）しているとしており、申立てに係る事業所では必ずしも入社直後から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる上、申立人は、「給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と述べているところ、そのことを推認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

さらに、申立てに係る事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

加えて、申立期間当時、I市が作成していた申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）により、申立人は、昭和53年2月13日に国民年金被保険者資格を再取得した後、56年3月まで未納期間となっていることが確認できることから、申立期間②は国民年金被保険者であったものと認められる。

申立期間③について、申立てに係るD社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、申立てに係る飲食店舗に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社の申立期間当時の役員は既に死亡している上、同社も平成8年6月に解散しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等は確認できなかった。

また、D社に係るオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を有し所在が確認できた複数の同僚に照会しても、回答のあった同僚1人は、厚生年金保険の加入について、「加入は幹部の職員のみであった。」と述べており、同社では必ずしも勤務していた者全員を加入させていなかったことがうかがわれる上、申立人は、「給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と述べているところ、そのことを推認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

さらに、申立てに係る事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

加えて、申立期間当時I市が作成していた申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）により、申立期間③は国民年金被保険者期間とされており、そのうち昭和54年4月から56年3月までは国民年金保険料の未納期

間、同年4月から申立期間③以降の62年3月までは、毎年度、申請免除期間となっていることが確認でき、申立期間③当時は国民年金被保険者であったものと認められる。

申立期間④について、申立人は申立期間当時の同僚の名前を記憶していない上、申立てに係る飲食店舗を経営していたとしているF社に照会しても回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入手続の有無等について確認ができなかった。

また、オンライン記録により、申立てに係るF社は、平成5年9月7日に名称変更により厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は同社が経営していたとみられる別の店舗を当該店舗名で厚生年金保険の適用事業所としているものの、申立てに係る飲食店「G」名での厚生年金保険の適用事業所は確認できなかった。

さらに、申立人は、「給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と述べているところ、そのことを推認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立期間当時の同僚等を記憶していないことから、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる周辺事情等も見当たらない。

加えて、申立期間当時I市が作成していた申立人に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録により、申立期間の昭和57年4月から62年3月までの期間は国民年金被保険者期間として申請免除処理が行われていることが確認でき、申立期間④当時は国民年金被保険者であったものと認められる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成 8 年 9 月 15 日まで
昭和 57 年 4 月 1 日から平成 8 年 9 月 15 日まで、A社の代理店を経営し、他の代理店の指導も行っていた期間であるが、その期間の厚生年金保険加入記録が見当たらないとの回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

毎年、会社から送付される支払調書には源泉徴収税額と社会保険料額の記載があり、他の事業所得と合わせて確定申告をしていたことから、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複して納付していた期間もあると思うので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代理店を経営し、他の代理店を指導していたと述べているところ、当該事業所の元代表取締役及び同僚は、申立人のような立場にあった者のうち会社と雇用契約がある者は準社員として厚生年金保険に加入していたとしている。

しかし、A社は平成 13 年 4 月 1 日に解散し、18 年 3 月 3 日に清算終了している上、解散時の代表取締役は、当該事業所の関係書類を保管していないことから、申立人の申立期間当時の雇用契約の有無及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、A社における顧客を解散後に引き継いだ事業所は、解散時のA社

における賃金台帳及び厚生年金保険被保険者関係資料は引き継いでいないとしており、申立期間当時の厚生年金保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人が指導したとする代理店経営者の氏名等について、申立人の妻は不明としている上、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人のうち、申立人を記憶している1人からは、申立人が勤務した期間等の具体的な証言を得ることができないことから、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時における厚生年金保険被保険者資格は、厚生年金保険法第9条において「適用事業所に使用される65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されていたことから、申立人が65歳に達した平成3年*月*日以降は厚生年金保険の被保険者とはなり得ない。

なお、申立人は、昭和57年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、60歳到達により資格喪失するまでの期間について、国民年金保険料と合わせて付加保険料を納付していることが確認できる上、申立期間の全期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間に係るA社における準社員としての雇用契約の有無及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 20 日から 56 年 8 月 1 日まで
私は、A社の従業員として勤務し、役員（監査役）も務めていたが、申立期間について、同社の厚生年金保険の被保険者とされていない。この間、退社した記憶は無く、継続して役員も務めており、退社する理由も思い当たらないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿により、申立人が申立期間を含め同社の設立当初から役員（監査役）を務めていたこと、及び同社の代表取締役であった申立人の夫の記憶等により、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、同社が解散するまで代表取締役（取締役1人となった以降は取締役）を務めていた申立人の夫は、給与台帳等の関連資料を保管していないとしており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除等を確認することができなかった。

また、オンライン記録上、申立期間当時勤務していたことが確認できる唯一の同僚の所在が不明なため、申立期間当時における申立人の勤務状況等を確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人に対し、昭和 48 年 4 月 19 日に同年 4 月 1 日を資格取得日とする被保険者記号番号が払い出されている上、A社B支店の開業に伴い新たに従業員となった4人の被保険者と連番で、56年8月11日に同年8月1日を資格取得日とする新たな被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき

る。

加えて、申立人が昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に作成された健康保険厚生年金保険被保険者原票の「証返納年月日」記載欄に「53.10.11」の日付が確認できる上、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同社の代表取締役で申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険被扶養者欄に申立人の名前が確認できるとともに、「不該当」のゴム印や 56 年 8 月 1 日に新たに被保険者資格を取得した際の事業所整理記号番号の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において、夫の健康保険の被扶養者となり、同年 8 月 1 日に新たに被保険者資格を取得した時点で夫の被扶養者でなくなったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 20 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社B出張所のアルバイト募集に応募し、面接を経て採用された。昭和 41 年 1 月 20 日ごろから、半年間ほど勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B出張所が申立期間当時入居していたビルの名称や同ビルに入居していた他の事業所の名称等を具体的に記憶していることから、申立人が申立期間当時において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の後継事業所であるC社では、申立期間当時の人事関係資料や給与台帳等について、法律上の保存期間が経過し資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料控除等を確認することができなかった。

また、申立人が記憶している当該事業所における申立期間当時の先輩や上司については姓しか記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても、当該姓の被保険者は確認できない上、複数の同僚に照会したところ、申立期間当時、当該事業所に勤務していたと回答のあった2人は、いずれも申立人を承知しておらず、申立人の勤務状況等を確認できない。

さらに、上記被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の名前は無く、整理番号は連番で欠番はみられない上、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月15日から26年3月まで
昭和25年7月から26年3月まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、25年10月15日資格喪失となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。
A社には、知人の紹介で入社し、昭和26年3月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役及び同僚の氏名を記憶していないなど、同社での勤務状況についての記憶が明確でない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者資格を取得している者のうち、唯一住所が確認できた者に照会したが、申立人の具体的な退職時期を特定できる回答は得られなかった。

さらに、当該事業所は昭和27年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月21日から同年12月8日まで

昭和24年5月21日から同年12月8日まで乗船した船舶A（船舶所有者は、B氏）の船員保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

船員手帳には、雇入れの事実が記載してあるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳により、申立期間について、申立人が船員として雇用されていたことが推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、船舶Aの船員保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、所在が確認できた同僚3人に照会し、2人から申立人を知っているとの回答を得たが、申立人の具体的な勤務期間及び船員保険料控除に関する証言は得られなかった。

さらに、申立てに係る船舶所有者は既に廃業しており、元代表取締役に照会したが、当時の船員名簿等の資料は保管されておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月10日から32年9月ごろまで
私は、昭和30年6月に、A社B支店C出張所から、同社D支店E出張所へ転勤辞令を受けて同年6月10日から勤務していた。
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社D支店E出張所で勤務していた昭和30年6月10日から32年9月ごろまでの厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
昭和32年5月22日の記念写真にも私が写っており、勤務していたことは間違いがなく、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚1人の証言及び申立人から提出のあった写真から、申立人が、申立期間当時、A社D支店E出張所に勤務していたことは推認できるところ、申立人が名前を挙げた同僚の記録から、E出張所で勤務していた者は、同社D支店（現在は、A社F支店）において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者も認められるが、同僚のうち4人は、申立期間について同社同支店に係る被保険者資格記録が確認できない。

また、申立期間当時、A社D支店E出張所で勤務していた同僚のうち、唯一所在が判明した者に照会したが、申立人のことを記憶していないとしており、申立人の勤務状況を確認することができなかった。

さらに、A社F支店では、申立期間当時の賃金台帳及び従業員の厚生年金保険加入の取扱いに関する資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 1 月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入記録が無いとの回答があった。昭和 45 年 5 月から A 事業所に勤務し、46 年 2 月に共済組合に加入したが、誰に聞いても、臨時職員は正職員と同じで厚生年金保険に加入しているはずだと聞いている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職歴証明書により、申立人が、申立期間に、A 事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料の控除について記憶が曖昧である上、申立人が同じ時期に臨時職員として勤務していたと氏名を挙げている同僚 3 人についても、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を、昭和 42 年 3 月から 46 年 8 月までの期間について確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

さらに、A 社の後継事業所である B 社 C 支店に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。
高校の同級生と二人でA社B支店（当時）に配置され、退職するまで約1か月半の間、同支店で働いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後に勤務した事業所作成の人事記録により、申立人が、申立期間にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立人が一緒に入社したとして氏名を挙げた同級生について、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格記録を確認したところ、資格取得日は昭和 31 年 6 月 1 日となっており、当該事業所では、必ずしも従業員全員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれることから、申立人については、約1か月半で退職したために、事業主は、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと推測される。

加えて、当該事業所及び当該事業所を管轄するA社C支店に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 38 年 2 月まで

厚生年金保険加入期間について、A社B支店に勤務した期間が抜けていたので日本年金機構に問い合わせたところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、自分でいろいろ調べたところ、昔の履歴書が出てきて、申立期間はA社に勤めたことが書いてあった。給与明細書などは見当たらないが、勤務したことは間違いが無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないなど、具体的な勤務状況についての記憶が明確でない。

また、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を、昭和36年9月から38年3月までの期間について確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

さらに、A社B支店及び同支店を統括する同社C支店に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 3 日から 23 年 4 月 28 日まで
社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、A社のB支店に勤めていた申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっているとの回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 23 年 4 月 28 日）から 5 か月以内の昭和 23 年 9 月 10 日に支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつたところ、申立人は、申立期間後に厚生年金保険への加入歴も無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 9 月から A 事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を照会したところ、当該事業所での記録は 45 年 9 月 1 日から 46 年 1 月 1 日までであり、44 年 9 月から 45 年 8 月までは未加入となっている。

当該事業所には昭和 44 年 9 月から勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が A 事業所に 1 年ほど勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者となっている者のうち、申立人と同じ職務であったとする者は、雇用保険の記録によれば、昭和 46 年 4 月 1 日に当該事業所で資格を取得しているが、厚生年金保険の資格取得日は、採用から 1 年後の 47 年 4 月 1 日となっていることから、申立人と同じ職務であった者は、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人及び当該事業所に勤務していた複数の者が述べている当該事業所に勤務していた人数と、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者の人数は、必ずしも一致しない。

加えて、当該事業所では、申立期間当時の資料は保管していないと述べており、当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。